

船橋市立小・中・特別支援学校家庭学習用モバイルルータ等貸与要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市立小・中・特別支援学校（高等部を除く。）に在籍する児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、モバイルルータ又は通信機能付きモバイルルータ（以下「モバイルルータ等」という。）を貸与することにより、家庭におけるICTを活用した学習環境の整備の促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 児童生徒の父母又は児童生徒に父母がいない場合若しくは児童生徒の父母がその児童生徒を監護しない場合において、当該児童生徒を養育する（その児童生徒と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者をいう。
- (2) モバイルルータ 電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号）第1条第2項第25号に規定するモバイルルータをいう。
- (3) 通信機能付きモバイルルータ 前号に掲げるモバイルルータであって、既に電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）と通信契約を締結し、モバイルルータとして使用可能となっているものをいう。

(貸与機器及び台数)

第3条 船橋市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が貸与するモバイルルータ等は、別表のとおりとする。

- 2 モバイルルータ等の貸与台数は、児童生徒1人につき1台とする。

(貸与の要件)

第4条 モバイルルータ等の貸与を受けることができる者は、インターネットに接続するための通信環境が整っていない世帯の児童生徒の保護者とする。ただし、通信機能付きモバイルルータについては、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている者
- (2) 船橋市就学援助要綱に基づく就学援助の認定を受けている者
- (3) その他教育委員会が特に必要があると認める者

(貸与期間)

第5条 モバイルルータ等の貸与期間は、貸与の承認を決定した日から当該貸与した日の属する次の年度の6月末日までとする。ただし、児童生徒が在籍する学校（以下「学校」と

いう。)を卒業する場合は、当該年度の末日までとする。

(貸与申請)

第6条 モバイルルータ等を借り受けようとする者(以下「申請者」という。)は、モバイルルータ等貸与申請書(第1号様式)により、学校を通じて教育委員会に申請しなければならない。

2 学校は、前項の規定による申請があったときは、速やかに教育委員会に当該申請書を届け出なければならない。

(貸与の承認・不承認の決定)

第7条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、モバイルルータ等の貸与の承認・不承認を決定し、モバイルルータ等貸与承認・不承認決定通知書(第2号様式)により、学校を通じて申請者に通知するものとする。

(返却)

第8条 前条の規定により貸与の承認決定を受けた者(以下「借受者」という。)は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、当該事由が生じた日の翌日から起算して7日以内にモバイルルータ等を教育委員会に返却しなければならない。

- (1) 貸与期間が終了したとき。
- (2) 児童生徒が貸与の承認決定を受けた際の学校に在籍しなくなったとき。
- (3) 第4条本文の規定に該当しなくなったとき。
- (4) 第10条の規定により貸与の承認決定を取り消されたとき。

(通信機能の解除の申出)

第9条 借受者(通信機能付きモバイルルータの借受者に限る。)は、第4条各号に掲げる要件に該当しなくなったときは、当該事由が生じた日の翌日から起算して7日以内に通信機能付きモバイルルータ通信解除申出書(第3号様式)により学校を通じて教育委員会に申し出なければならない。

2 学校は、前項の規定による申し出があったときは、速やかに教育委員会に当該申出書を届け出なければならない。

(貸与承認の取消し)

第10条 教育委員会は、借受者が次の各号のいずれかに該当するとき、貸与の承認決定を取り消すものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段によりモバイルルータの貸与の決定を受けたとき。
 - (2) 第12条に規定する借受者の責務に違反したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が貸与の継続を不相当であると認めるとき。
- 2 教育委員会は、前項の規定により、貸与の承認決定を取り消したときは、モバイルルー

タ等貸与承認取消通知書（第4号様式）により、借受者に通知するものとする。

（費用負担）

第11条 モバイルルータ等の貸与は、無料とする。ただし、モバイルルータ等の使用に必要な経費は、通信機能付きモバイルルータの通信料及び通信契約に要する費用を除き、借受者の負担とする。

（借受者の責務）

第12条 借受者は、モバイルルータ等を使用するにあたっては、教育委員会が別に定める事項を遵守しなければならない。

（紛失、毀損等の報告）

第13条 借受者は、モバイルルータ等を紛失し、毀損し、又は盗難の被害にあったときは、直ちにモバイルルータ等紛失・破損等報告書（第5号様式）により、学校を通じて教育委員会に報告しなければならない。

2 学校は、前項の規定による報告があったときは、速やかに教育委員会に当該報告書を届け出なければならない。

（損害賠償等）

第14条 借受者は、故意又は重大な過失によりモバイルルータ等を紛失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 モバイルルータ等の使用による損害の賠償責任等については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 借受者が被った損害は、借受者の負担とし、教育委員会は責任を負わない。

(2) 借受者が第三者に与えた損害は、借受者が責任を負うものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

別表(第3条関係)

物品名		数量
モバイルルータ (NEC 製 Aterm MP02LN)		1
附属品	モバイルルータ取扱説明書	1
	USB ケーブル	1
	AC アダプタ (NEC 製 ACC-283N)	1
	モバイルルータ等収納箱	1

注 通信機能付きモバイルルータを貸与する場合は、SIM カード（第二種指定電気通信設備接続料規則（平成28年総務省令第31号）第4条第2項第3号に規定するSIMカードをいう。以下同じ。）を附属品として加える。

モバイルルータ等貸与申請書

船橋市教育委員会 へ

申請者	住所	
	保護者氏名	
	電話番号	

船橋市立小・中・特別支援学校家庭学習用モバイルルータ等貸与要綱第6条の規定により、次のとおりモバイルルータ等の貸与を申請します。

種別	新規 ・ 継続	※どちらかに○をしてください。	
学校名	学校 ※兄弟姉妹で在籍校が異なる場合は、学校ごとに申請をしてください。		
児童生徒	氏名		学年等
	(ふりがな)		年 組
	(ふりがな)		年 組
	(ふりがな)		年 組
	(ふりがな)		年 組

【通信機能付きモバイルルータの貸与】

通信機能付きモバイルルータは、次に掲げる事由に該当する方に貸与します。貸与を希望される方は、該当する事由の該当欄に○印を記入してください。

<input type="checkbox"/>	生活保護法に基づく保護を受けている
<input type="checkbox"/>	船橋市就学援助要綱に基づく就学援助の認定を受けている
<input type="checkbox"/>	その他 ()

注 上記の事由により貸与の承認決定がされても、その事由に該当しなくなったときは、通信機能付きモバイルルータの貸与対象ではなくなり、通信機能は解除されます。

私は、船橋市教育委員会（総合教育センター）が通信機能付きモバイルルータの貸与の承認・不承認の決定を行うに当たり、生活保護又は就学援助の受給状況等から必要な情報を取得することに同意します。また、これらに係る関係機関と必要に応じて相互に情報共有することに同意します。

ご署名（申請者）

※この申請書は貸与期間終了後、破棄いたします。

モバイルルータ等貸与承認・不承認決定通知書

様

船橋市教育委員会

先に申請のありましたモバイルルータ等の貸与について、次のとおり決定しましたので、船橋市立小・中・特別支援学校家庭学習用モバイルルータ等貸与要綱第7条の規定により通知します。

1 貸与します。

(1)学 校 名： _____ 学校

(2)児童生徒氏名： _____

(3)ルータ番号： _____ SIM番号 _____

(4)貸与台数： _____ 台

(5)貸与期間： _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日 まで

2 貸与しません。

【理由】

--

通信機能付きモバイルルータ通信解除申出書

船橋市教育委員会 あて

借 受 者	住所	
	保護者氏名	
	電話番号	

船橋市立小・中・特別支援学校家庭学習用モバイルルータ等貸与要綱第9条の規定により、次のとおり貸与されている通信機能付きモバイルルータの通信機能について解除を申し出ます。

(1)学 校 名： _____ 学校

(2)児童生徒氏名： _____

(3)貸 与 台 数： _____ 台

(4)貸 与 期 間： _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日 まで

年 月 日

モバイルルータ等貸与承認取消通知書

様

船橋市教育委員会

次のとおりモバイルルータ等の貸与の承認決定を取り消しましたので、船橋市立小・中・特別支援学校家庭学習用モバイルルータ等貸与要綱第10条の規定により通知します。

1 学 校 名 : _____ 学校

2 児童生徒氏名 : _____

3 取り消しの理由

--

年 月 日

モバイルルータ等紛失・破損等報告書

船橋市教育委員会 あて

借 受 者	住所	
	保護者氏名	
	電話番号	

船橋市立小・中・特別支援学校家庭学習用モバイルルータ等貸出要綱第13条の規定により、次のとおりモバイルルータ等の紛失・破損の経緯を報告いたします。

事実発生日	年 月 日 時頃
区分	<input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損 <input type="checkbox"/> 盗難 <input type="checkbox"/> 動作不良
対象機器等	機器管理番号
	<input type="checkbox"/> モバイルルータ
	<input type="checkbox"/> モバイルルータ取扱説明書
	<input type="checkbox"/> USB ケーブル
	<input type="checkbox"/> AC アダプタ
	<input type="checkbox"/> モバイルルータ等収納箱
	<input type="checkbox"/> SIM カード
経緯	(紛失、毀損等の経緯を記入)